

埼玉県サーキュラーエコノミー型製品等に係るカーボンフットプリント算定支援等 業務委託仕様書

1 委託業務名

埼玉県サーキュラーエコノミー型製品等に係るカーボンフットプリント算定支援等業務委託

2 業務の目的

埼玉県では、「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」内にサーキュラーエコノミー推進分科会を設置し、県内事業者等によるサーキュラーエコノミー（循環経済）の取組を支援している。

原料に再生材を使用しているなどのサーキュラーエコノミー型製品（以下「CE 型製品」という。）は、原料に天然資源を用いた製品と比較し、一般的に価格が高く消費者に選択されづらいと言われている。

一方で、CE 型製品は原料に天然資源を用いた製品と比較し、環境価値を有するものが多くある。県が実施した SDGs に関するアンケートからは、特に気候変動に関心が高いことがわかっており、CE 型製品等を提供する事業者は、当該製品等有する温室効果ガス低減効果を積極的に把握し、発信することが重要であると考えられる。

そこで、県では現在把握できていない CE 型製品等の温室効果ガス低減効果を積極的に把握するとともに、環境価値に係る効果的な情報発信の習得を希望する事業者を支援するため、CE 型製品等のカーボンフットプリント（CFP）※値の算定等をモデル的に実施する。

※カーボンフットプリント（CFP）：製品・サービスの原材料調達から廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通した温室効果ガス排出量を、CO₂排出量として換算した値。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月13日(金)まで

4 業務内容

(1) モデル事業に参加する事業者の選定

受託者は「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム サーキュラーエコノミー推進分科会」会員企業を対象として、以下の条件に基づき、本モデル事業に参加する事業者を県と共に選定する。当該分科会の情報は以下 URL のとおり。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0507/circular/platform/main.html>

なお、選定対象となる事業者の公募に当たっては、オンライン上で回答できる入力フォームを県が準備する。

- ・温室効果ガス低減効果が高く見込まれる製品等を扱う事業者であること
- ・取組内容等を公表するに当たり、他の事業者の参考となりうること
- ・製造する製品等の種類が重複しないこと

(2) 選定事業者を対象とした排出量算定及び事業者への研修の実施

(1)で選定した事業者を対象に、希望する製品等の CFP の算定や、原料に天然資源を用いた製品と比較した温室効果ガス低減効果の算定事業を実施するとともに、採択事業者が自ら算定ができるよう、必要なツール等の提供および事業者への研修を行い、県に対して当該算定結果及び研修実施結果を報告すること。なお、具体的な事業内容・手順は、以下のとおりとする。

- ・算定に当たっては、以下を参考とすること。

- ① CFP 入門ガイド(環境省、R7. 3、URL: <https://www.env.go.jp/content/000297914.pdf>)

- ② カーボンフットプリントガイドライン(別冊) CFP 実践ガイド(経済産業省、環境省、R7. 3、URL: <https://www.env.go.jp/content/000298070.pdf>)

- ・選定した製品・サービスに対して活用できる商品種別算定基準(PCR)が既に存在する場合は、当該 PCR を必要に応じて参照するほか、国や業界団体において示された代表的な算定方法・算定ツールがある場合は、それらも必要に応じて参照・活用すること。

- ・算定方法は、ライフサイクルの各段階での各活動に伴う排出量を「活動量×排出係数」で計算し、それらを足し合わせていくことを想定しているが、一次データ(実測値・実績値)が活用できる部分があれば、可能な範囲で積極的に活用すること。また、一次データの収集が比較的容易な事項については、その項目及び推奨される具体的な収集方法についても示すことが望ましい。

- ・二次データ(既存のデータベース*等から引用する数値)を活用する場合は、採択事業者の算定負担を考慮しつつ、より精緻な算定を可能とする排出原単位データベースを選択すること。その際、既存の排出原単位データベース中の排出原単位をより適切な排出原単位に変換(例:金額ベースの原単位を物量単位の原単位に変換する、1つの製品の原単位を複数の製品の原単位に変換する、など)し、活用の適否を検討すること。また、削減努力を排出量として可視化できる部分や排出量が多い部分を重点的に算定し、そうではない部分を算定対象外あるいは簡易算定とするなど、メリハリのある算定を実施し、算定の合理化を積極的に行うこと。

※LCI データベース AIST-IDEA (<https://riss.aist.go.jp/lca-consortium/aist-idea/>) を想定。

(3) CFP 算定による環境価値の効果的な発信や他の事業者へのモデル化等に資する資料の作成

受託者は、採択された提案内容に応じて、4(2)の算定結果・研修内容等から製品等の CFP 算定結果を通じた環境価値の効果的な発信や他の事業者へのモデル化等に資する資料(県 HP での公開や、企業に配布することを想定している)を作成し、県に提出すること。

なお、当該資料は原則として公開を予定しているが、受託者が非公開としたい事項については、県は受託者からの協議に応じる。

資料例) CE 製品等の販路拡大につながる効果的な情報発信手法

製品の製造過程における、温室効果ガス低減に向けたポイントを示した事例集
代表的な業種ごとに、CFP 算定簡易シートの作成

5 成果物

受託者は下記に定めるとおり、成果物を納品するものとする。

(1) 提出する成果物

事業結果報告書（Word 等、県で修正可能な電子媒体による）

- ・ 4 (2) に記す事業者ごとの算定結果及び研修実施結果
- ・ 4 (3) に記す CFP 算定による環境価値の効果的な発信や他の事業者へのモデル化等に資する資料

(2) 提出方法及び提出期限

電子メールにて、令和 8 年 3 月 13 日（金）までに提出すること

(3) 提出先

埼玉県環境部資源循環推進課サーキュラーエコノミー担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1（県庁第三庁舎 2 階）

メールアドレス：a3100-11@pref.saitama.lg.jp

(4) 成果物に関する権利の帰属

- ・ 本業務において著作権、肖像権等の取扱いには十分注意し、疑義が生じない内容とすること。
- ・ 本業務に使用する映像、イラスト、写真等の中で第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。
- ・ 本業務の成果物等に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、原則として全て県に帰属するものとする。また、本業務の履行に伴い発生する成果物に対する著作者人格権を行使しないものとする。

6 その他

- (1) 本業務の実施に必要な能力、資格、経験を有する業務責任者及び作業者を定めるとともに、業務実施体制を明らかにすること。
- (2) 委託期間中は、担当者（県との連絡調整を担当する者）を配置し、常時連絡を取れる体制にすること。
- (3) 事業実施スケジュールを作成し、県に提出すること。
- (4) 受託者は、作成したスケジュールに基づき、進捗状況を適宜県に報告すること。また、必要に応じて委託者と受託者の打合せの場を設けること。

7 業務実施に関する留意事項

- (1) 本業務の履行に当たっての再委託については、次のとおりとすること。
 - ア 受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、県が書面によりあらかじめ承諾した時は、その限りではない。
 - イ 県により再委託が承諾されたときは、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。
- (2) 受託者等は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはな

らない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

- (4) 本業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。

受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の適用を受けるものとする。

- (5) 受託者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (6) 受託者は、本業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- (7) 県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

- (8) 提出された書類等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。

- (9) 成果物の引き渡し後から 1 年間、当該物に瑕疵が覚知された場合、受託者は委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。